

計量ふれあいひろば

内容 計量体験、計量収穫祭、クイズ、計量器展示、相談ほか。
 日時 10月25日(土)午前10時30分～午後3時30分。

会場 地下街オーロラスクエア。
 ※計量検査所が移転します。

中央区大通西14から白石区本通7南(旧白石消防署)へ11月4日(火)に移転。電話番号も(846)6681に変わります。
 ⑧ 計量検査所(281)6681

秋の火災予防運動

(10/15(水)～10/31(金))

これから、ストーブを使う季節を迎え、火災の発生が懸念されます。また、放火による火災が、依然として多く発生しています。家の周りに燃えやすいものを置かないなど、放火されない環境づくりに努めましょう。

期間中は、消防訓練、防火パレード、防火研修会など、さまざまな火災予防に関するイベントを開催しますので、ぜひご参加ください。

⑨ 予防課(215)2040

札幌消費者大会

内容 消費者を取り巻く諸問題に関する講演とパネルディスカッション。
 日時 10月29日(水)午後1時～4時10分。

会場 札幌エルプラザ(18階)。
 ⑩ 札幌消費者協会(728)8300

土地の購入・利用にはご注意を

市街化調整区域とは

市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められています。住宅や工場のほか、簡易なプレハブ構造の建物についても、建築が規制されています。農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

土地購入についての相談

市街化調整区域と知らずに土地を購入したり、買った土地が公道に面しておらず家を建てられないなどのトラブルが増えていきます。契約書を取り交わしたり、手付金を支払ったりに前にご相談ください。また、市街化調整区域の山林や原野を画面上で区分筆し、宅地に見せかけた現状有姿分譲地には、建物を建てるのができず、将来市街化区域となる保証もありませんのでご注意ください。

⑪ 宅地課(211)2512

汚水を下水道に流す場合は届け出を

家庭や事業所、店舗などで水道水・地下水を使用して、

その汚水を公共下水道に流す場合は、「公共下水道の使用開始届」の提出が必要です。無届けで公共下水道に汚水を流している場合は、さかのぼって使用料を納めていただくこととなりますのでご注意ください。まだ届け出をしていない方はご連絡を。

⑫ 下水道局財務課(818)3412

公共ますを設置する方へ

公共ます(汚水・雨水)の設置には申請から2カ月ほどかかります。受け付けは10月15日(水)までですので、お早めにお申し込みください。

⑬ 下水道資源公社(818)3462

救命・救急

11月9日は119番の日

119番に通報するときは、慌てず次の点に注意しましょう。
 ① 火事か救急かをはっきりと。
 ② 住所を正しく、詳しく。
 ③ 何が燃えているか(誰がどうしたか)を正確に。

通報した人は、自分の名前と電話番号をお知らせください。呼吸の停止、窒息や多量出血がある場合には、応急手当の方法を電話でアドバイスしますので、協力をお願いします。

⑭ 指令課(215)2008

赤十字救急法救急員養成講習会

内容 急病人やけが人を医師に引き継ぐまでの応急手当て。
 日時 11月8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)午前9時～午後5時。最終日検定。

会場 赤十字会館(中央区北1西5)。
 対象 15歳以上で全日程出席可能な方30人。
 費用 3千円。

申込 往復はがきに上欄必要事項と生年月日、職業、過去の受講歴を記入し、10月14日(火)(必着)までに送付。(抽選)
 申込先・詳細 日赤札幌市地区本部(市役所内/18階)(211)3339

防災協会救命講習会

⑮ ① 上級救命講習会
 内容 心肺蘇生法、けがや病気の際の手当て。
 日時 11月7日(金)午前9時～午後5時。

対象 市内にお住まいか勤務する16歳以上の方30人。
 ⑯ ② 9の付く日の救命講習
 内容 心肺蘇生法、止血法、異物の除去法など。

日時 毎月9日、19日、29日(12月29日(月)を除く)の午前10時～午後1時。
 定員 各30人。
 ⑰ ③ 応急手当普及員の再講習

応急手当普及員の資格を継続するため、3年ごとの受講が必要です。
 日時 毎月21日午前10時～午後1時。
 対象 認定書交付または再講習受講から3年以内の方。

※ 会場 市民防災センター。
 ※ 申込 ①は往復はがきに上欄必要事項と生年月日を記入し10月25日(土)(必着)までに送付。(抽選) ②③は事前に電話。
 申込先・詳細 市防災協会(〒003-0023 白石区南郷通6北市民防災センター内)(861)1211



健康

高齢者インフルエンザ予防接種

期間・場所 来年3月末まで。市が委託している医療機関。対象 市内に居住し次のいずれかに該当する方。① 65歳以上。② 60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能または免疫機能(ヒト免疫不全ウイルスによる)に障害等1級相当の障がいがある。

費用 千円。市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料(介護保険料納入通知書などの証明書類が必要)。
 ⑱ ④ 市コールセンター(18階)か区役所(18階、ただし、